

付表6 死亡した事業者の消費税及び地方消費税の確定申告明細書
 (自平成 年 月 日至平成 年 月 日の課税期間分)

整理番号	
------	--

1 死亡した事業者の納税地・氏名等															
納税地		氏名	フリガナ				死亡年月日	平成 年 月 日							
2 相続人等の代表者の指定 (代表者を指定するときは記入してください。)							相続人等の代表者の氏名								
3 限定承認の有無 (相続人等が限定承認しているときは、右の「限定承認」の文字を○で囲んでください。)											限定承認				
4 死亡した事業者の消費税及び地方消費税の額															
納める消費税及び地方消費税の合計額		①	円				還付される消費税及び地方消費税の合計額		④	円					
①のうち消費税		②					④のうち消費税		⑤						
①のうち地方消費税		③					④のうち地方消費税		⑥						
5 相続人等の納める消費税及び地方消費税の額又は還付される消費税及び地方消費税の額 (相続を放棄した人は記入の必要はありません。)															
相続人等に関する事項	住所又は居所														
	フリガナ氏名		Ⓜ				Ⓜ		Ⓜ		Ⓜ				
	職業及び続柄		職業	続柄		職業	続柄		職業	続柄		職業	続柄		
	生年月日		明・大・昭・平 年 月 日		明・大・昭・平 年 月 日		明・大・昭・平 年 月 日		明・大・昭・平 年 月 日						
	電話番号		()		()		()		()						
	相続分		⑦	法定・指定		法定・指定		法定・指定		法定・指定					
	相続財産の価額		⑧												
納付(還付)税額の計算	各納付人税額の額(注)	消費税	⑨												
		地方消費税	⑩												
	計		⑪												
	各還付人税額の額(注)	消費税	⑫												
地方消費税		⑬													
計		⑭													
還付される税金の受取場所	銀行等の口座に振込みを希望する場合	銀行名等	銀行 金庫・組合 農協・漁協		銀行 金庫・組合 農協・漁協		銀行 金庫・組合 農協・漁協		銀行 金庫・組合 農協・漁協		銀行 金庫・組合 農協・漁協				
		支店名等	本店・支店 出張所 本所・支所		本店・支店 出張所 本所・支所		本店・支店 出張所 本所・支所		本店・支店 出張所 本所・支所		本店・支店 出張所 本所・支所				
		預金の種類	預金		預金		預金		預金		預金				
		口座番号													
ゆうちょ銀行の口座に振込みを希望する場合	郵便局等の窓口受取りを希望する場合	記号番号	—		—		—		—						
		郵便局名等													
※ 税務署処理欄															

(注) ⑨・⑩欄は、各人の100円未満の端数切捨て
 ⑫・⑬欄は、各人の1円未満の端数切捨て

死亡した事業者の消費税及び地方消費税の確定申告明細書の記載要領

- 表題の下の「(自平成 年 月 日 至平成 年 月 日の課税期間分)」には、確定申告書に記載した課税期間の開始年月日及び終了年月日を記載します。
- 「2 相続人等の代表者の指定」欄には、代表者を指定する場合にその代表者の氏名を記載します。
- 「4 死亡した事業者の消費税及び地方消費税の額」欄は、次のとおり記載します。
 - 申告書の「消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額②」欄の金額がプラスとなる場合(納付税額がある場合)には、この付表の「納める消費税及び地方消費税の合計額」欄の①欄にその金額を記載するとともに、消費税と地方消費税の内訳金額をそれぞれ「①のうち消費税」及び「①のうち地方消費税」欄に記載します。
 - 申告書の「消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額②」欄の金額がマイナスとなる場合(還付税額がある場合)には、この付表の「還付される消費税及び地方消費税の合計額」欄の④欄にその金額を記載するとともに、消費税と地方消費税の内訳金額をそれぞれ「④のうち消費税」及び「④のうち地方消費税」欄に記載します。

(注) 消費税の内訳金額の計算は、申告書の「納付税額①」－(「控除不足還付税額⑧」＋「中間納付還付税額⑫」)の算式によります。
また、地方消費税の内訳金額の計算は、「納付譲渡割額⑫」－(「譲渡割額・還付額⑨」＋「中間納付還付譲渡割額⑬」)の算式によります。
- 「5 相続人等の納める消費税及び地方消費税の額又は還付される消費税及び地方消費税の額」欄は、次のとおり記載します。

なお、一緒に申告するかどうかにかかわらず、すべての相続人や包括受遺者(相続を放棄した人を除きます。)について記載してください。

 - 相続人等の「住所又は居所、氏名、職業及び続柄、生年月日、電話番号」欄
各相続人の住所又は居所、氏名、職業、被相続人との続柄、生年月日及び電話番号をそれぞれ該当欄に記載し、押印します。
 - 「相続分⑦」欄
法定相続分(民法第900条、第901条)により財産を取得している人は「法定」の文字を、遺言による指定相続分(民法第902条)により財産を取得している人は「指定」の文字を、それぞれ○で囲んだ上、その割合を記載します。

なお、子や直系尊属、兄弟姉妹が2人以上いる場合や相続人のほか包括受遺者がいる場合などには、各人の相続分の割合の合計が1となるように調整した上、その調整後の各人の割合を記載してください。
 - 「相続財産の価額⑧」欄
各人が相続や包括遺贈により取得する積極財産の相続時の時価を記載します。

なお、相続財産についてまだ分割が行われていないときは、積極財産の総額に各人の相続分(⑦欄に記入されている各人の割合)を乗じて計算した金額をそれぞれ記載してください。
 - 「各人の納付税額⑨～⑪」欄
上記3の(1)の「納める消費税及び地方消費税の合計額①」欄の金額がある場合に記載する欄です。

「納める消費税及び地方消費税の合計額①」欄の「①のうち消費税②」欄の金額及び「①のうち地方消費税③」欄の金額に各人の相続分(⑦欄に記載されている各人の割合)を乗じて計算したそれぞれの金額(100円未満の端数は切り捨てます。)を「消費税〔②×⑦〕⑨」欄及び「地方消費税〔③×⑦〕⑩」欄に記載します。
 - 「各人の還付税額⑫～⑭」欄
上記3の(2)の「還付される消費税及び地方消費税の合計額④」欄の金額がある場合に記載する欄です。

この欄には、「還付される消費税及び地方消費税の合計額④」欄の「④のうち消費税⑤」欄の金額及び「④のうち地方消費税⑥」欄の金額が、相続人や包括受遺者の協議などにより分割されているときはその分割により請求できる還付金額を記載し、そうでないときはそれぞれ各人が相続や包括遺贈により取得する財産の相続分(民法第900条から第903条)に応じて計算した金額(1円未満の端数は切り捨てます。)を「消費税〔⑤の分割額〕⑫」欄及び「地方消費税〔⑥の分割額〕⑬」欄に記載します。
 - 「還付される税金の受取場所」欄
「納付(還付)税額の計算」欄の「各人の還付税額」欄に記載がある場合に書く欄です。

この欄には、還付される税金の受取りに当たって、

 - 銀行等の預金口座への振込みを希望される場合は、銀行などの名称、預金の種類及び口座番号を、
 - ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望される場合は、貯金総合通帳の記号番号を、該当する項目に記入してください。

なお、還付される税金の受取りには預貯金口座(ご本人名義の口座に限ります。)への振込みをご利用ください。
(注) ゆうちょ銀行の各店舗又は郵便局窓口での受取りを希望される場合は、受取りを希望する郵便局名等を記入してください。